## 令和6年度 静岡県建設業審議会

日時:令和6年11月15日(金)

午後2時~午後4時35分

場所:静岡県庁別館9階特別第二会議室

**〇司会** 定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度静岡県建設業審議会を開催いたしま す。本日、交通基盤部長の森本が所用のため、欠席となっております。

また、部長代理の林も所用により午後2時15分過ぎに出席する予定でございますので、開会の挨拶については、理事の髙梨より御挨拶を申し上げます。お願いいたします。

**〇高梨理事** 交通基盤部理事の高橋でございます。部長の森本に代わりまして御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本日の審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます

当審議会におきましては、建設産業における担い手不足や従事者の高齢化など、様々な課題に対応し、建設産業が魅力ある産業へ転換するための方策として、今から5年前になりますが、 平成31年3月に、静岡県建設産業ビジョン2019を取りまとめていただいたところです。

それ以降も、建設産業を取り巻く環境は変化し続けておりまして、働き方改革の推進等による担い手の確保・育成、これが喫緊の課題となっている今、ビジョンにも掲げております働き方改革の推進、それから担い手の確保・育成などの取組を、より重点的に進めていくことが必要と考えております。

本日の審議会では、ビジョンの進捗状況などを御報告いたしますとともに、建設産業の更なる活性化を図るための御議論をいただくことにしております。

また、担い手確保の取組といたしまして、静岡どぼくらぶの取組や、外国人労働者の活用に 関する取組などについても、御意見をいただければと考えております。

委員の皆様方には、忌憚なく、闊達な御議論をしていただくようお願い申し上げます。

御存じかと思いますが、県におきましては、現在、総合計画の見直しを行っており、令和7年度中に次期計画を確定することとしております。

静岡県建設産業ビジョン 2019 は、令和 9 年度までの計画でありますが、次期総合計画の策定 や取り巻く環境の変化に伴いまして、見直し、又は新たなビジョンの策定も考えられます。そ うした場合には、今後、当審議会に、改めてお諮りすることになります。皆様には御承知おき いただければというふうに存じます。私からの挨拶は以上であります。

本日はどうかよろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、事務局から御報告申し上げます。

当審議会は、15名の方々に委員をお願いしておりますが、本日は12名の委員の皆様に御出席いただいております。委員の2分の1以上の方が出席されておりますので、静岡県建設業審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

委員の皆様の御紹介につきましては、お手元の名簿にて代えさせていただきます。

なお、今年4月の人事異動に伴いまして、前委員の小野様の御後任であります、静岡労働局 雇用環境・均等室長の森本英晶様が、新たに委員として御就任されております。

つきましては、森本様より一言、自己紹介をお願いいたします。

〇森本委員 4月1日着任しております静岡労働局雇用環境・均等室長の森本です。よろしくお

願いいたします。

**〇司会** ありがとうございました。本日の資料については、開会前に御案内しておりますとおりでございます。

なお、議題でございますけれども、次第に記載をさせていただいておりますとおり、議題は (1)の①から、(2)の②まででございます。

特に議題の(1)②の「建設職人基本計画の変更」、(2)②の「静岡県の担い手確保に係る更なる取組」、同じく(2)②の「外国人労働者の活用」などの担い手確保に関する「今後の方向性」について、委員の皆様から御意見をいただければと存じます。

また、御発言をいただく際には、手を挙げていただければ、係の者がマイクをお持ちします。 それでは、ただいまから議事に入ります。ここからの進行は、川口会長にお願いさせていた だきます。よろしくお願いいたします。

**〇川口会長** 会長を務めさせていただいております川口です。よろしくお願いいたします。 それでは、会議次第に従って議事を進めさせていただきます。

次第御覧いただきます議題(1)「建設産業ビジョン 2019、建設職人基本計画について」のうち、①の「進捗状況の評価」について、事務局から説明をお願いいたします。

**○事務局** はい。事務局を務めております静岡県建設業課平山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料 1、パワーポイントのスライドのペーパーですけれども、資料 1、1 枚めくっていただいて、2ページを御覧ください。

本日、御意見をいただく内容の一覧でございます。

1つ目は、「静岡県建設産業ビジョン 2019」と、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画」、いわゆる職人基本計画についてでございまして、進捗状況の評価、建設職人基本計画の変更について御審議をいただきます。

2つ目は、「静岡県の担い手確保の取組について」でございまして、①として、現在の県等における取組に関する報告を行いまして、②として、今後の取組について御審議いただきたいというふうに考えております。

スライドの3ページを御覧ください。

県では、審議会の委員の皆様から御助言をいただきながら、平成30年度に「静岡県建設産業 ビジョン2019」、そして、令和元年度に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県 計画」を策定いたしました。

その評価につきましては、建設産業ビジョンの評価項目を整理した上で、数値化して、数値 目標に評価区分を定めて、進捗評価を行っております。

スライド4ページを御覧ください。

評価の方法について、あらかじめ説明をさせていただきます。建設産業ビジョン 2019 では、13 項目の数値目標を定めております。スライド4ページの表がその一覧でございます。また、ビジョンでは施策を、5つに柱立てをしております。

1つ目が「働き方改革の推進」、2として「担い手の確保育成」、3として「建設現場における生産性の向上」、4として「経営の安定化と地域力の強化」、5として「美しい景観の創造力向上」の5つに柱立てをしておりまして、柱ごとに13の指標を分けてまとめております。

スライドの5ページを御覧ください。

この後出てきます評価の数値の中身の解説ということになりますが、基準値はビジョン策定 時の平成 29 年度の数値となります。 現状値は、令和5年度の実績値でございます。令和5年度実績の統計がないなど不明の場合は、判明する直近の時点の数値となっております。

期待値につきましては、ビジョン策定時の中期目標、こちらは令和9年度末を想定しておりますけれども、これを目標値として基準値から目標値に向けて、各年均等に推移した場合における、各年の数値という形となっております。

また、先ほどの一覧表の種類という欄にも出てまいりましたが、「活動指標」としたものは、 事業の実績や活動結果である、事業による行政サービスの提供量や行政活動の量を示す指標、 いわゆる「アウトプット指標」でございまして、「成果指標」とされているものは、行政サービ スの提供が市民生活にどのような成果や効果をもたらしているかを表す指標「アウトカム指標」 になります。

スライドの6ページを御覧ください。

先ほどの基準値等の数値に関しての説明ということになりますけれども、指標である現状値を見ていただきまして、その現状値を判断すると、その判断の基準は期待値からの乖離状況によって、目標値以上、期待値の30%以上というA評価、それから、期待値から±30%の圏内にあるB評価、基準値は上回っているものの、期待値の-30%未満という内容のC評価、そして基準値以下という段階で評価をしております。このうち、目標値以上、あるいは基準値以下という指標は、成果指標のみに適用して記載しております。

また指標のうち、建設業の従事者数につきましては、減少をなるべく抑えて、毎年目標値を 目指す維持目標というふうに位置付けられておりまして、期待値は存在せず目標値からの乖離 での評価となります。

スライドの7ページを御覧ください。

今説明しました内容を図に示したものとなります。

スライドの8ページを御覧ください。

また、お手元の資料2も併せて御覧いただきたいと思います。

ここからが評価の結果の説明となります。

まず、柱1の「働き方改革の推進」、柱2の「担い手の確保・育成」に関する指標の現状値とそれに対する評価結果になります。このページの中で、目標値以上だったものは、「建設業生産労働者年間賃金総支給額」でございまして令和5年度の現状値は目標値である 476 万 8,000 円を、大きく超える 561 万 4,000 円でした。参考といたしまして、令和4年度は 454 万 5,000 円でしたので、この1年で大幅に増加したという結果となっております。

この増加につきましては、後で出てまいります災害等による就業時間の増加、これと離職防 止や人材確保のためのいわゆる防衛的賃上げ、こういったものが含まれているというふうに考 えているところでございます。

引き続き、評価がAだったものにつきましては、「県発注工事における週休2日工事入札の実施件数」、評価がBだったものについては、「建設業許可業者の社会保険加入率」、それから、「建設業従事者数」、これらは評価Bで期待値から±30%という範囲内です。

一方で、評価がCだったものは、「県発注工事における若手技術者育成型入札の実施件数」であり、令和5年度の現状値は期待値である100件を大きく下回る41件でした。建設現場における高齢化などによるものと考えております。

「年間実労働時間」に関しましては、基準値である平成29年度の2,220時間を、本来目標値である1,900時間まで削減していきたいところなのですけれども、令和5年度の現状値は基準値を超える2,352時間という数字でございました。参考に、令和4年度につきましては、同じ

数字が 2,136 時間でB評価とさせていただいておりましたけれども、令和 5 年度のこの数字が ここまで伸びたことの理由、背景としては、災害対応による突発的な要因によるところが大き いと考えているところでございます。

担い手を確保するために、働き方改革、労働時間の短縮が喫緊の課題でございまして、今年 4月から時間外労働の罰則付き上限規制が、建設業にも適用されていることからも、より一層 の働き方改革の推進が必要と考えられます。

「建設業への就業者数」、高校卒業者に関しましても、令和5年度の現状値は基準値である平成29年度の388人を下回る338人でした。

なお、基準値である平成 29 年の高校卒業者数のうちの、就職者数は、県内ですけれども、7,277 人に対して、令和 5 年の高校卒業者数は 5,396 人となっておりまして、母数が大きく減少しているということがございます。

そういう意味で、単純にこの 388 人と 338 人を比較するというのは難しいと考えているところでございます。参考に、平成 29 年度は 7,277 分の 388 で 5.3%、令和 5 年度は 5,396 分の 338 で 6.3%という数字となります。

しかし、建設業界の人手不足の深刻な状況に対しましては、担い手確保のより一層の取組が 必要と考えているところでございます。

続きましてスライドの9ページを御覧ください。

柱3「建設現場における建設生産性の向上」、柱4「経営の安定化と地域力の強化」の現状値とそれに対する評価結果でございます。

目標値以上だったものは、「売上高経常利益率」と「ICTを導入した建設企業者数」でございました。「売上高経常利益率」は、経常利益を売上高で除したものですけれども、財務力を含めた総合的な収益力を表す比率でございまして、令和5年度の現状値は3.62%、目標値である3.3%を上回るものとなりました。

「ICTを導入した建設企業者数」につきましても、令和 5 年度の現状値は 250 社であり、目標値である 100 社を大きく上回るものとなりました。

評価がAだったものにつきましては、「県発注工事における工事着手日選択型工事の実施件数」でございます。活動指標なので、目標値以上とはなりませんが、令和5年度の現状値は目標値である100件を大きく上回るものとなっております。

平準化に係る指標の評価はいずれもBでございました。

指標は、4月から6月の平均稼働件数・金額を年度の月平均稼働件数・金額で除した平準化率を用いておりますけれども、稼働件数、稼働金額いずれも、期待値を下回る結果となりました。市町の指標も、期待値を下回っていることから、引き続き、債務負担の活用などによる平準化への取組、市町への働き掛けが必要と考えているところでございます。

「県発注工事における地域を守る事業者維持・育成入札の実施件数」の令和5年度の現状値は40件ということでございまして、期待値である100件を大きく下回るものとなりました。この入札制度は、過疎地域等において、入札参加想定業者数が本来の基準より少なくても、入札を実施して、地元の工事を地元事業者に出していこうという制度でございます。

令和6年度からは、対象業種や対象範囲を拡大して、さらに推進をしていくということとしております。

スライドの10ページを御覧ください。

また、お手元の資料3も併せて御覧いただきたいと思います。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画、いわゆる職人基本計画の進捗状

況ということでございます。

この計画には、「建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算」、「建設工事の現場の安全性の点検」、「建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策」など7つの内容がございまして、適正な工期の設定や安全衛生講習の実施など、様々な項目について、行政と企業が協力して様々な取組を行っております。表に記載のとおり、いずれについても、「実施済又は実施中」という状況となっております。

なお、この職人基本計画につきましては、国計画が昨年度変更されておりますので、県計画 の変更を検討中でございます。

県の計画の変更については、この後、11ページ以降で御説明させていただきたいと考えております。

「ビジョン、計画の進捗状況について」の説明は以上でございます。お気付きの点とか、更に取り組むべき事項などの御意見をいただければありがたいと考えております。

- **〇川口会長** ただ今、事務局から説明がありました。何か御意見あるいは御質問があればお願いいたします。
- ○坪川委員 委員の坪川でございます。

今、最後の方で御説明をいただいた柱3、スライドの資料でいうと9ページのところなんですが、平準化の関係ですね。県市町ともに期待値を下回っている旨の御説明があったと思うんですが、その市町の方の数字だけ拝見しますと、期待値は0.64で現状値が0.69で、数字が大きいか小さいかでいうと、大きく、一応クリアしてるということなのかなと思って眺めておったんですが、そういう資料の理解の仕方でよろしかったでしょうか。ちょっと確認なんですけれども。

- ○事務局 平準化率に関しましては、意図として、建設工事に関しては、御存じのとおり、年度末にすごく忙しくて、4月から6月は暇ですよと、暇と言っちゃうとあれなんですが、そういう事業の繁閑の波が激しいというのに対して、発注とか施工の波を平準化しましょうということの中で、年間の月平均の稼働件数と、4月から6月の稼働件数を月当たりで見たときに、4月から6月っていうのが、せめて0.8、本当は1を目指したい、平準化させたいということなんですけども、中間的には0.8とか段階的に目標にしながらですね、やっているところの中で、現状値としては0.73、0.74、市町の方でも0.69という数字が現状でございまして、さらに平準化をしっかり進めたいと考えているところでございます。
- ○坪川委員 先ほどの御説明の中で、その市町の期待値が県とともに下回っている旨の御説明だったかと思うんですが、数字だけ見ると市町の本年の期待値が 0.64、α も β もですね、現状が 0.69 なので、一応市町の方はなんとかクリアできているということなのかなと思うんですが、 そういう理解で正しかったでしょうかということなんですけれども。評価のBはBだと思うんですけどね。
- ○事務局 そうですね。すいません、ちょっと先ほどの答えはピントがずれて申し訳なかったです。

基本的には令和9年の目標値に対して、ならしてこの期待値というのを出しておりますので、 市町に関しましては、期待値はクリアしているという見立てのとおりでございます。ただ1.0 を目指したいというところがございます。

- ○坪川委員 ありがとうございます。
- **〇川口会長** その他ありますでしょうか。
- **〇大滝委員** 中小企業診断士の大滝です。

現状値が、例えば時間とか人とかですと、少子化であったり、M&Aなんかも過疎地域では進行している中で、なかなかクリアするのがだんだん難しくなっていくような数値なんかもあると思うんですけれども、パーセンテージとかそういう評価で表せたりとかはできないんですかね。

○事務局 指標の評価という意味では、基本的にはこのいわゆる目標とする指標は、数字として固めておりますので、そこを睨みながら、数字を追いかけていくということをせざるを得ないということはあるんですが、それこそ先ほどこちらスライド8ページの「建設業の就業者数」のところでは比率を見ながら、解説させていただきましたけれども、やっぱり大滝先生がおっしゃるとおり、指標の中身によって、今の少子高齢化が進んでいる社会の中で、いわゆる高校生の卒業者、その卒業生の中で就職する方自体が減ってるという中で、今の目標人数、期待値500人と記載してますけども、それを実現するってことは、あの比率にしたら、もうかなり建設業に引っ張ってこなきゃいけないというような、期待値になってるということも事実です。

そういった中で、この辺は、実際にはビジョンとして仕様も定めておりますので、それを追いかけるということはせざるを得ないんですけども、一方では、実情を勘案しながら、この指標の出てきた数字というのが、実際どういうことでこういう数字になってるのかっていうことも分析しながら、皆様にも御説明差し上げるのと同時に、我々の方でも、それを分析しながら本当に追いかけるべき指標というのは考えていかなければいけないなというふうには考えているところです。

現状では、この指標値を追いかけざるを得ないというところは、御理解いただきたいという ふうに思います。

- **〇川口会長** その他いかがですか。
- 〇川瀬委員 大日工業の川瀬と申します。

ABCで指標を評価していただくのは非常に大まかでも良いとは思うのですけれど、ただこの時間軸が、目標の何時までにということが伴わないと、例えばAを目標にいくら頑張っていても、これが何年経ってもAにたどり着かない場合は、またBにしても、Bになればいいのか、それよりさらにAを目指すのかっていう判断のところがあります、この点でも、いつまでに判断するのかということがここの評価に必要だと思います。

例えばコロナ感染について、これたしか、私も以前一緒に考えましたころは、コロナ感染の前でした。コロナ感染の後となりますと、考え方もまた違ってくるのですね。そうすると時間軸も変わってくるのではないかと、そうしますとこの評価のABCの振り分けについても、やはり変わってくる可能性が高いと、このように感じます。

例えば年間実労働時間です。これ 1,900 時間が目標値であるのですけれど、1,900 時間になりますと、1年間で何日稼働するのですか、ということになるでしょう、それを実現するためには、週休 2 日にするとか、長期休暇を取らせるとか、そういった手段になってくると思うのです。では、その強制力をどのように持っていくのかということになりますと、目標値に近づけていく過程で、やっぱり手法又は取り組み方が変わっていくということに対して常に見直しする必要があると思います。

今回の台風災害によって、この現状値、労働時間が増えてしまったと、これは私も仕方がないことだと思います。しかしそれでいいのかということになりますと、本来でしたら、ここで働いてくれる従業員の人とか、作業員の人が増えてくれれば、この労働時間は減ったのでしょう。しかし、それが充足できないために、1人当たりの働く時間が増えてしまったことが、この数字から読めます。その辺を、こうだから仕方ないじゃなくて、それに対してどのように見

直しするかという取り組みを付け加えていくことがよろしいかと思われます。

**〇事務局** 貴重重な御意見をありがとうございます。

おっしゃるとおり、建設業の実情という意味では、この数字に確かに表れてる部分もあります、それをどういう形で改善していくか、働き方改革を進めて、働きやすい環境を整えて、その上で、後で出てきますどぼくらぶ活動とか、そういったもので、皆さんに、土木、建設業の魅力、それこそ地図に残る仕事と、コマーシャルを打ってる大手の建設会社もありますけれども、そういった魅力のPRと働き方改革、環境改善というのを並行して進めていくことが必要です。指標値をいじるとかそういう話ではなくて、実際の働き方改革などの部分というのをしっかり進めていくことに努めていきたいと考えております。

- **〇川口会長** 議題がまだたくさんありますので、次に進行いたします。
  - 議題(1)②「建設職人基本計画の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。
- **○事務局** それでは資料1のスライドの11ページを御覧ください。また、併せて、お手元の参考 資料5の2ページ以降についても、御覧いただきたいと思います。

建設職人基本計画の変更についてでございます。

先ほど進捗状況評価に関して説明させていただきました、県の建設職人基本計画につきましては、国の基本計画が令和5年6月に変更されたことから、この県の計画も変更することを検討しております。

変更の内容につきましては、スライド 11 ページのとおり、①として、国基本計画の変更内容を踏まえた変更、②として、安全性や担い手確保等に係る取組に関する変更、③として、団体要望への対応を踏まえた変更、④として、第三次担い手 3 法成立を受けて建設工事従事者の処遇の改善・地位の向上に関する変更、この 4 つの項目の変更を考えております。

①の国基本計画の変更につきましては、参考資料5の4ページを御覧いただきたいと思います。国計画の主な変更内容は、資料に記載のとおり7つございます。その7つのうちの1から5までに関しては、これまでの計画の記載内容を充実させるといった趣旨のものでございまして、新たに追記されたものとしては、熱中症とか騒音による健康被害防止対策等を内容とする、6の健康確保対策の強化に関する記載の追記、こちらの部分が最も大きなものという形になります。

それから先ほどのスライド 11 ページに戻っていただきますと、④を先に説明させていただきますと、④に関しましては、先ほどの参考資料 5 の 5 ページを御覧ください。今年 6 月に成立した第三次担い手 3 法の内容になります。

この第三次担い手3法は、建設業法のほか、公共工事入札適正化法や公共工事品質確保法などを改正するものでございまして、令和6年6月に法改正が成立しまして、この先1年6か月以内に施行されるということになっております。

その目的は、「担い手の確保」、「生産性向上」、「地域における対応力強化」ということでございまして、建設業法、公共工事入札適正化法では、「標準労務費の確保・行き渡り」、「工期変更の円滑化」、「現場技術者の配置の合理化」などが規定されておりまして、公共工事品質確保法等では、「能力に応じた処遇」、「ICTの活用」、「適切な入札条件等による発注」ということが規定されております。

参考資料5の6ページを御覧ください。第三次担い手3法につきましては、三段階で施行されるということが予定されておりまして、最後の施行はスライドでは「施行③」ということになっておりまして、令和7年12月までに、「著しく低い労務費の禁止」等に関する規定が施行される予定となっております。法律の施行を受けて、関係する政省令やガイドライン等が順次

国から示される予定となっているところでございます。

資料1に戻りまして12ページ、13ページを御覧いただきたいと思います。

現時点における県の職人基本計画の変更案の概要でございます。赤い文字の部分が、追記することを検討しているものでございまして、今後、国から示される予定の改正政省令やガイドラインの内容を確認の上、さらに追記等を行っていくことを予定しております。

具体的な取組につきましては、13ページに記載をしているところです。

この13ページにつきましては、非常に細かいので、同じ内容のA3版を資料4に用意しておりますので、そちらを御覧いただくと少し見やすいというふうに思います。

資料4の2枚目を御覧ください。具体的な内容は、まず「国基本計画の変更内容を踏まえた変更」につきましては、先ほど御説明したとおりで、国と同様に変更していくということを検討しております。

2番目の「安全性の確保、安全性や担い手確保等に係る取組に関する変更」につきましては、安全性確保に係る取組として、建設工事従事者等を対象とする普及啓発を内容としますA-press 安全通信の発信や静岡どぼくらぶによる出前講座等の担い手確保の取組等を新たに加えていくことを検討しております。

3番目の「団体要望の対応内容を踏まえた変更」につきましては、静岡県建設業協会などの関係団体の皆様からいただいた御意見に基づく取組を内容として記載していこうというものでございまして、建設キャリアアップシステム説明会の開催や毎週土曜日を県内公共工事の一斉休工日にする一斉休工日、ふじ丸デーの取組等も記載していきたいというふうに考えております。

4番目の「建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上」につきましては、先ほど参考資料 5の5ページで御覧いただいた法改正の内容に基づいて、不当に低い請負代金による請負契約 の禁止などを県の計画にも明記していくということを考えております。詳細につきましては、 国の動きを注視して、今後国から示される予定の政省令やガイドライン等の内容を確認の上、 精査していきたいと考えております。

なお、変更案策定後には、静岡県建設業協会など、関係団体や関係機関の皆様に御意見を伺った上で、この建設業審議会の委員の皆様にお諮りさせていただくことを予定しておりますので、その際はよろしくお願いいたします。建設職人基本計画の変更についての説明は以上でございますが、建設工事従事者の安全とか健康の確保という視点から、さらに深堀りしていくべき事項とか、加筆していくべき事項、こんな視点で書いた方がいい、この視点で取り組んだ方がいいというような御意見をいただければ、ありがたいと考えております。

説明は以上です。

- **〇川口会長** ただいま事務局から説明がありました件で、何か御意見あるいは御質問があればお 願いいたします。
- ○道丹委員 公認会計士をしております道丹です。

意見を求めていらっしゃったポイントからは、ちょっとずれることになりまして恐縮なんですけども、参考資料5の5ページにちょっと教えていただきたいなと質問なんですけども、第三次担い手3法の内容ということで、その中で担い手確保の2番目に、価格転嫁、労務費へのしわ寄せ防止というところがあるのですけども、まず1点がスライド条項というのがありまして、これ知識が不足して恐縮なんですが、これについて簡単に教えていただきたいのが1点と、それから価格転嫁に関連しまして、昨年の10月からインボイス制度がスタートしてるんですけども、インボイス導入時はですね、いわゆる1人親方の個人事業者の方が適切に価格交渉がで

きるかどうかという点が、非常に話題になったところなんですけども、税務当局も、例えば仕入れ税額控除の8割を当初は控除できるとか、あるいはインボイス導入に当たって会計ソフトを導入した場合は、補助金を出すとか、そういう緩和措置をとってるんですけども、現状、インボイスに関連して個人事業主の、その建設業者の方が不利な扱いを受けていないかどうかっていう点について分かる範囲で教えていただきたいのと、多くなって恐縮なんですが3番目として、この価格転嫁について、県あるいは行政サイドで、どのようなモニタリングといいますか、チェックをされているのか、以上3点、恐縮ですが教えていただければありがたいと思っております。以上です。

○事務局 順番ちょっと前後しますけれども、インボイスの関係は確かにおっしゃるとおり、こちらが昨年10月から施行ということで、実際に適格請求書を税務署に登録していないと、仕入れ税額控除ができないという状況に変わっております。そのことに関して、建設業者の場合ですと、当然、インボイス対応はできているとは思うのですが、1人親方の皆さんが、どの程度できているかっていうことについて、今の時点では明確に把握しているという状況ではございません。一方で、インボイスに対応していないことによって取引を切られるとか、発注がなくなったというような苦情も、実際には聞こえてきていないという状況はございます。

特にモニタリング的なことを行っているわけではないので、明確に大丈夫ですと言い切れない部分は確かにあるんですが、私ども、あの普段、建設業課で仕事をしていて、いろんな苦情とか、取引上のお話を聞くのですけども、その中では、インボイスで取引を切られたとか、そういった話は特には聞こえてきていないというのが実情でございます。

**〇事務局** スライド条項について御説明させていただきます。

スライド条項とは、建設資材価格などの急激な変動に対応するため、静岡県建設工事請負契 約約款の運用に基づいて、工事請負金額の変更を請求できる制度となります。

また、スライドには、工期が長期に渡る工事を対象としている全体スライド、特定の資材価格の急激な変動に対応する単品スライド、また資材、労務単価の急激な変動に対応するためのインフレスライドの3種類があります。

以上でございます。

○事務局 ちょっと補足をさせていただきます。一応、直接インボイスの確認ということではないのですけれども、私ども建設業課で、建設業の下請け取引に関しての構造改善実態調査というのを行っております。その中では、年間300件ぐらい抽出して調査をしておりまして、下請けとの契約の中で、手形のサイトとかで、長い支払いをさせてないかとか、社会保険はどういう状況になってるかとか、あとは、下請けの建設業退職金共済への加入状況とか、そういったものの確認はしております。

そういった中で、インボイスに関しての相談とか、何らかあれば、聞こえてくるとは思うのですが、それでもインボイスに関しての問題というのは聞こえてきていないというのが現状でございます。

- **〇道丹委員** よく分かりました。ありがとうございます。
- ○事務局 スライド条項の適用状況につきまして、今年度は、これまでに単品スライドが2件、インフレスライドが8件の合計10件の請求に対応しております。金額にして約12億円になっております。
- **○道丹委員** そちらも明確な対応ができてないとか、そういうクレームは今のところないという ことで理解してよろしいですか。
- ○事務局 はい。

- **〇道丹委員** ありがとうございます。
- 〇川口会長 よろしいですか。それでは、会議が長くなるので、ここで 10 分間の休憩にさせていただきます。休憩の後に、議題の(2)に移りたいと思います。

(休憩)

- 〇川口会長 それでは、再開させていただきます。議題(2)①の静岡県の担い手確保の取組について、事務局から説明をお願いいたします。
- **〇事務局** 静岡県の担い手確保の取組について説明をさせていただきます。資料1のスライド14 ページを御覧いただきたいと思います。

県では、建設産業の担い手の確保は喫緊の課題であると考えておりまして、将来にわたる担い手を確保するための様々な取組を行っております。

県等の取組では、令和5年度の担い手確保に関する取組内容を御紹介させていただきたいと 思います。

その上で、外国人労働者の活用等を含めまして、静岡どぼくらぶの中で、今後取り組むべき 内容、今後の方向性、新しいアイディア的なことも含めて、御意見をいただければと考えてお ります。

スライドの15ページを御覧ください。

交通基盤部では、建設業の将来にわたる担い手を確保するために、若年者に、建設業の魅力を伝えようということで、建設産業担い手確保・生産性向上支援事業を実施しておりまして、「静岡どぼくらぶ」という名称で広く周知を図っております。令和6年度についても、スライドに記載のとおり、静岡どぼくらぶ講座などを実施しているところです。

スライドの16ページを御覧ください。

令和5年度の取組の御紹介になりますけれども、スライド16ページでは、小中学生、高校生、大学生を対象としまして、静岡どぼくらぶ講座として、各学校に出向いて実施する出前講座、県内工事現場における建設現場体感見学会を産学官が連携して開催いたしました。昨年度は、高校においてドローン操縦体験等の出前講座、それから太田川ダム等の現場体感見学会を実施しております。

スライドの17ページを御覧ください。

こちらは、将来を担う小学生とその保護者を対象といたしまして、親子インフラツーリズムを実施しております。昨年度は清水コンテナターミナルや藤枝バイパスのトンネル工事現場の見学を実施しました。令和6年度も8月の夏休みに同様に実施しておりまして、今年度につきましては、佐久間ダムの普段見れない底の方を見せていただいたり、さらにはその佐久間ダムの上、青崩峠、152号線の中央構造線のすぐそばを通るトンネルの工事現場。今、開通して内側の工事をやっておりますけれども、そこを見せていただいたりしております。子供たちも普段見られないということもありますし、親御さん含めて非常に興味を持って楽しんでいただけたのではないかと考えているところでございます。

スライド 18ページを御覧ください。

昨年度からは、建設産業における課題の把握や情報の把握をより効果的に行うために、静岡 県担い手確保・育成対策支援コンソーシアムと教員向けの研修会を同時に開催いたしておりま す。静岡理工科大学の中澤教授による講話のほか、コンソーシアム委員の皆様と研修会に参加 した教員の皆様との意見交換を行っております。 スライドの19ページを御覧ください。

こちらは小中高校生、大学生とかではなく、建設産業の若手従事者の離職防止を図るという観点から、若手交流会を開催しております。、建設業者に若手、20代の従業員が入ってきても、小さい会社だと、同年代の仲間はなかなか自社の中にはいないというような状況も考えられます。そのような中で、同年代の同業者で横の繋がりを作ってもらおうと、そのことによって、仕事上の悩みや他愛もない話も含めて、同業者としてお話できるような人の繋がりを作ってもらえれば、建設業界に長くいてもらえるのではないかというような視点の中で、このような活動を展開しております。

実際にこの現場見学では、3次元点群データの活用状況等の説明を受けて、グループ別の座談会で、地元建設会社の中堅社員の方を交えまして、悩みや感想などを共有してもらい、人的ネットワークの形成を図るとともに、知識や就労意欲の向上を図ったという活動でございます。スライド20ページを御覧ください。

スライド 18 ページにて御紹介いたしました建設産業担い手確保・育成対策支援コンソーシアム等は新聞にも取り上げていただいて建設産業における課題解決の取組を広くアピールすることができました。

県では、引き続き、担い手確保のための取組を行ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、別冊の資料5を御覧いただきたいと思います。

資料5の1枚目に関しましては、今、御説明申し上げました、静岡どぼくらぶの取組の一覧でございます。先ほど説明を漏らしましたけれども、先ほどの離職防止の若手交流会に関しましては、一昨日、13日に開催いたしまして、同じく県で行っている新技術交流イベントの見学とか、そのような企画の中で若手交流会を開催いたしました。それに関しては別紙でお配りしている新聞記事で御紹介されております。

資料5の2ページ目を御覧ください。

2ページ目は働き方改革の取組の一覧でございます。

当然、担い手を確保するという中では、建設業の魅力をPRするということと併せて、働き方改革を進めて職場環境を整えなければいけないということの中で、週休2日の取組の他、発注・施工時期等の平準化、新技術の活用や書類の削減による生産性の向上、これらに取り組んでいるところです。こちらの資料右側に掲載したチラシにつきましては、県内公共事業を一斉に休工する、ふじ丸デーの取組に関するチラシでございます。昨年10月からは、毎週土曜日を一斉休工という形にしております。皆さんも車で国道1号線とかを走られると、土曜日、日曜日に関しては、工事中の場所の規制をしていても、工事はしてないという状況を御覧いただくこともあろうかと思いますが、こういったふじ丸デーの取組が浸透してきているという状況でございます。

同じくこの資料5の3枚目に関しましては、ICT活用等による生産性の向上に関する取組の一例を御紹介しております。伊豆半島、賀茂地域では、土木職員が不足する状況が続いておりますけれども、職員が不足していても、道路維持業務の実施体制はしっかり確保しなければいけないと、このため、昨年度から県と下田市が連携いたしまして、包括的な維持管理業務の委託を試行しております。この試行は小規模修繕等の業務を地元の4社のJVに包括して業務委託して、道路補修箇所や業務入力に係る情報共有システムの導入によりまして、業務の大幅な効率化を実現しようとする試みでございます。受託した4社へのアンケート調査では、51%の業務削減効果がありました。デジタルトランスフォーメーション、システムの導入が大きな

メリットになることが確認されております。今後、賀茂地域の6市町での実施や、道路以外の維持管理業務への展開等が検討されております。

ここまで、静岡どぼくらぶの活動を筆頭に担い手確保、働き方改革等、県の取組について紹介させていただきました。

資料1の21ページのスライドに戻っていただきまして、本県の建設就業者数はピーク時の平成7年度と比較しますと、令和2年度は、おおむね6万人減少しております。また令和5年度の本県の建設業就業者の年齢構成は、29歳以下が11.9%であるのに対して、55歳以上が36.7%ということで、高齢化が進行しているという状況がございます。

担い手確保は、喫緊の課題だと言ってる中身、危機感がこの辺にもあるわけなのですけれども、本日、委員の皆様からは、静岡どぼくらぶなどにつきまして、担い手確保の更なる取組、さらに工夫すべき点、あるいは女性や高齢者などへのアプローチ、そういったことにつきましても御意見をいただければありがたいと考えております。

- **〇川口会長** 今、事務局から説明がありました件について、御質問あるいは御意見がありました ら、御発言をお願いいたします。
- **○大脇委員** 静岡大学の大脇と申します。

素人的な発言になるので大変恐縮ではあるのですけれども、静岡どぼくらぶの取組の中の1 つで、これ本当にトータルで非常に素晴らしい取組だとお聞きしましたが、1つ、お子さんを 相手に展開されてる、親子だとか、あるいは小学生といった、お子さんに対して展開されてい る取組の中身について、ちょっと素朴に思ったことを申し上げます。実際こうやって見学させ るということは、非常に関心を持つきっかけとして、とてもいい取組だと思っているのですけ れども、その実際の取組の中身として、実際のところ、一人一人の力が積み重なることによっ てこういった大きな構造物、建築物ができあがっていくんだよといった、そこの繋がりが意識 できるような形での見学になっているかどうかといったところが気になりました。単なる社会 見学になっているのであれば、あまり意味がないと思うんですね。お子さんもやっぱりそうい う見たものに対してすごく強烈な印象を抱くと思いますし、本当に幼いうちから、一人一人の 人間の力が、こんなすごいものを作るんだっていう印象を強烈に受けることができるのであれ ば、その分野に関しての興味というのが非常に強まると思うのですけれども、できあがったす ごいものを見て、もちろんそれは普段見れないものを見ることによって、すごいと当然思うと 思うんですけれども、単に見たっていうことだけで終わってしまって、担い手をちゃんと確保 したいという、その本来の目的からすると、担い手に自分ももしかしたらなり得るかもしれな いというところは繋がりにまでいかない、理解がいかないと思うんですね。単なるすごい構造 物を見たっていう社会見学になってしまってるんじゃないかと、ちょっと思ってしまったもの ですから、どうせ見せるのであれば、こういったすごい物が一人一人の、本当にあなたもそう いう担い手になれるんだ、一人一人の力が積み重なることによってこんなものができるってこ とを何か掲示物なのか、あるいはちょっとしたデモンストレーションなのか分かんないですけ れども、そこの部分と、結果としてできあがってる大きな物の繋がりが理解できるような見せ 方をするっていうことができれば、より効果的になるのではないかと思いました。

○事務局 貴重な御意見をありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、先ほど紹介しました佐久間ダムに関して考えれば、できあがってるものを案内してもらって、ダムをそこから見上げる。確かにすごい、もう圧倒されるような、すごさというのはあるんですけども、ただ逆にその一人一人の力がこれを作り上げていくみたいな側面というのは、その完成したものから見られないのかなということは、確かに、今御意見を聞いていて思いました。一方で、この企

画の中では、工事現場を見てもらおうということもやっておりまして、実際にその場で働いてる様子というのも、どうしても遠くからになってしまいますけれども、今こんな作業してるんですよみたいな説明を受けながら見ていく。その前には、実際にはトンネル工事でしたら、その掘ってるときの様子っていうのはビデオでしか見られないんですけども、そういったものの中で実際に人が働いて、これができていくという様子も見てもらってはいます。ただ、それが先生がおっしゃるように、どこまで刺さるかというのは、さらに工夫が必要だなっていうことを今お話を聞いて思いました。

- O川口会長 その他ございますか。
- ○道丹委員 今の大脇委員の質問と同じところの質問なんですけども、小学生それから親御さんに説明をされる際に、小学校もだいぶ上の学年とか、あるいは父兄の方というのは、やっぱり建設業というのは、ちょっとマイナス面のイメージももしかしたらあって、そのデメリットみたいなのは最近どうなってるんですかみたいな、もしそういうやりとりがあるとすれば、何かその辺で御説明を工夫されてる点がもしあったら、ちょっとお聞かせいただきたい。
  - もう1点、さっき熱中症と難聴って書いてあったところがあったと思うんですけども、熱中症は扇風機が付いたユニフォームとか、いろいろ工夫されてると思うんですけど、難聴というのは例えば機械の騒音のレベルを下げるとか、どのような取組をお考えになってるかっていう、すごく細かくて恐縮なんですが、教えていただければありがたいと思います。以上です。
- ○事務局 説明の工夫ということなんですが、具体的にこういう工夫をしてますというのは、ぱっと説明できる事項は今思いつかないのですけども、話の中身としては、やはり我々、その建設現場っていうのが3Kだと、きつい、汚い、危険ですかね。ただ、今の建設現場はそんなことないですよ。今の建設現場は、新4Kだという形で、給料はいいよ、休暇もしっかり取れる、希望がある、綺麗、これかっこいいっていう言い方をする場合もありますけども、そういう4Kなんだということを、まず、親御さんにも理解してもらって、親御さんのネガティブなイメージを取り払っていきたいということの中で、親子インフラツーリズムというのをやっております。ただ一方で、今、父親母親の世代というと、30代から40代前半ぐらいと想定したときに、その皆さんは、建設現場が3Kだというイメージはもう既に持っていないという御意見もあったりしまして、3Kに対して4Kなんだということを、ことさら強調することによって、逆効果なのではないかというような御意見もいただいていたりして、なかなかその説明ぶりには苦慮しているというか、工夫の方向性というのも難しいなというのが正直な感想でございます。
- **〇事務局** 工事検査課長の土屋でございます。

委員の方から御質問のありました、熱中症対策それから難聴に対する対策ということですければも、熱中症につきましては、今年も報道でも出ておりますければも、かなり暑い日がずっと続いております。今後も、こういう状況はずっと続くということが予想されます。

建設業というのは、どうしても屋外で施工するということで、やはり作業員さんが熱中症にかかりやすいという状況ははっきりしております。WBGT値っていうのがありまして、厚生労働省のホームページで、毎日、その前日の2時から、次の日の大体の予測が出ます。そういうのを参考にしていただくとか、計器類を現場の方に付けていただいて、WBGT値が31になるようなときには、作業を中断するなり、例えば1時間に10分ぐらいの休憩を取る、水分補給をしていただくとか、熱中症対策の飴をなめていただくとか、現場の方で対策をとっていただくような配慮をしていただくっていうことを、現場に対して、うちの監督員なり検査員が回ったときに指導するとか、工事検査課としても、検査官研修なり協会と意見交換する中でも、熱

中症も含めた事故防止の啓発もさせていただいてます。

難聴に対しては、具体的にどういう動きがっていうのは現在ないんですけれども、当然、騒音を伴うような建設機械の運転とか出てくるものですから、それについては、従来も多分行っていると思うのですけれども、耳栓をするなりとか、やはり大きい音が出るような現場では、それなりの対応を取っていただくということしていただいてると思います。以上です。

- ○事務局 補足させていただきますと、今、難聴ということでしたけども、先ほどの議題の建設職人基本計画の中では、熱中症と騒音障害防止対策という形で記載していこうという方向で国が改正しております。その中身としては、騒音の部分については騒音障害防止のためのガイドラインに基づく作業環境測定であったり、健康診断、それから、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組んでいきましょうという国の改正が入っておりますので、県の方でも国の趣旨に沿って改正をしていく中で必要な対応を考えていきたいという状況でございます。
- **〇川瀬委員** 建設業の方々にちょっとお聞きしたいのが、ふじ丸デーで、土曜日を一斉休工されてますけど、本当にできていますでしょうか。これをやって、例えば日曜日に稼働するってことはないですかね。
- **〇三輪委員** 守られてますよ。
- ○石井委員 それができていない会社は、大体、協会とかそういうとこに入ってない会社が、どうしてもそういうことをやってしまう。そういう会社に限って入札時も低金額で入ってきて、低金額で入札して仕事を取ってしまうから、当然その週休2日とかをやってしまうとおかしくなってしまうんですよね。そこら辺をちゃんとしないと、本当に同じ仲間の人が、そういうことをやるのは非常に僕らも残念だなと思っている。今、週休2日制はどこでもやっています。
- **〇川瀬委員** しっかりやっていらっしゃる会社さんとそうでない会社さんも一緒に見られてしま うことは避けたいなっていうのはあります。

「どぼくらぶ」で行われています取組は、お子さんに直接見せることが非常に大事なことでして、やはり小さなお子さんになればなるほど、与える印象が強くなるということです。東日本大震災の後に、宮城県の気仙沼市では海が怖いというイメージになってしまったものですから、どうしても海産業に関係する企業さんやその業界全体が非常に求人難になり、このままでは事業継承できなくなるということから、気仙沼市の教育委員会がその企業や地元大学とが一緒になって、幼稚園児・こども園児から教える教育プログラムを作って、授業の中に取り入れていく。そして子供が幼稚園・こども園を卒園したらどうなるかと言いますと、小学校、また小学校から中学校へとその教育プログラムがレベルアップしていくそうです。海は安全だと教えながら、どのような産業が気仙沼にはあったのか、これからの気仙沼の未来はこの子供たちが作っていくのだと、その教育の中で親と一緒に考えていくことに取り組んでいるらしいです。私が、実際に現地に行ったわけでないものですから、人から聞いた話になってしまいましたけど。

やはり大災害が起こったときに、企業の中では土木・建設会社さんが復興復旧に一番必要でして、私から言わせますとヒーローです。だから、小さいお子さんたちがそのように感じるかどうか、そこが大きなことなのです。できるだけ小さなときから教育をされたほうが、その人たちがやがて中学生、高校生になって、私は建設業の学校、大学に進みたいとか、設計をやりたい、機械を使いたいとなったときにここ静岡にはどれだけの数の受け入れ先があるのか、ということになってきます。そういったことでは、先ほどの採用する若い人が少ないということには、若い人が県外に出て行ってしまうことを防ぐ必要があるのです。静岡県内にある大学生の全体の51%は卒業後県外に出てしまうそうですから、大学生の半分は県内に残らないのです。

非常にそれが問題です。お子さんが大学生になったときに、もっと地元に残る人が多く、また関係する人が多くいなくてはいけないということを一番に考えますと、教育というのは非常に大事だということです。是非そこのところは、県や市の行政の取組だけでなく、静岡県全体で取り組んでほしいなということを感じます。

私ども製造業も同じ3 Kです。そういったイメージが若者にはあるのです。昨年から、オープンファクトリー活動を始めまして、有志の複数の会社さんが集まって、自分の会社を一般の方に見せようという活動をしております。今年は2年目ですが、御近所の人が来られましたし、会社の家族が来たりもしました。高校生とか、大学生からも工場をちょっと見てみたいということで参加申し込みがありました。実際に現場を見まして、こういうことをやっていたとか、普段見られないところが見ることが出来て楽しかったという感想が98%もあったのです。全体で400人ぐらい参加されました中では、うちの会社には82名来られました。来られた人は皆さんすごく喜んでいました。やはり「観ることが出来ない」ものが「詳しく観れた」ところに喜びがあるのです。それと静岡の地元の産業がこのような企業によって成り立っているということを知ることも勉強なのですね。だから、ただ危ないからとかではなく、この静岡を支えているのは、このような会社の集まりなのですよということを、子供たちに教えていただくことに力を入れていただければと私はそう思っております。

## **〇森本委員** 静岡労働局の森本です。

大脇委員や川瀬委員からも少しお話がありましたが、どぼくらぶに関しては、非常に素晴らしい取組だと思います。最終的には、担い手の確保に繋げられるのかというとこになると思いますので、実際、見学会などが終わった後に、始まる前と始まった後に建設業の魅力が伝わったのか、きっちり効果検証する必要性があると思います。また、フォローアップということで、追跡調査をして最終的には、建設業に就いたのか確認することも非常に大事になってくると思われます。

それから、先ほど小さい頃から教育にという話がありました。どぼくらぶの中で、お子さんと一緒に親御さんも現場を見学しているとの説明がありましたが、当局のハローワークにおいて、就職説明会等を開催する中で、親御さんも同席するケースも多々ありまして、お子さんは4Kに意識が変わっていても、親御さんが昔の3Kのイメージのままで、建設業に就職させたがらないケースも見受けられます。やはり親御さんの意識も変えていかないといけないと思われますので、そういった部分も何らかの対策が必要かなと思います。

○大脇委員 重ねての発言で恐縮です。引き続き、どぼくらぶのお話についてなんですけれども、静岡どぼくらぶ講座で出前講座をなさってるということですが、ここの内容についてのお話をさせていただきたくて、私、静岡大学に身を置いているので、学生と接しているじゃないですか、そうしますと、一般的なお話になってしまうのですけれども、学生が就職活動をするときに、どういうことを重視して活動先を選ぶかといったことについて、20年ぐらい前の学生さんですと、やはりそのお仕事を通じて何ができるかとか、そういったところで選んでいるというのが非常に多かったっていう、私の主観に基づく発言なんですが、そういう印象だったのですけれども、最近、ここ10年、そして本当に最近の学生さんは、もちろんお仕事の内容もすごく大切なんですけれども、ですから、そのお仕事を通じて何ができるかっていう、例えばどぼくらぶでも、そのお仕事の魅力を伝えるっていう建設の仕事を伝えるキャリア教育とかはすごく大切な、伝えるべき内容だと思うのですけれども、それとともに、むしろ、最近もフィールドワークで現場に連れて行って、そのレポートを書かせたばかりなのですけど、近年そういった学生が書くレポートを見ていても、非常に関心を持って話を聞いて、またレポートの結構のウ

エートを占めて書いてるところというのは、福利厚生なんですよね。結局、お仕事の内容もも ちろん大切でしょうし、またどういうお仕事ができるかっていうことが分からないと、そもそ もそこに手を挙げないものですから、どういったお仕事ができるかっていうのは本当に引き続 き土木の魅力を伝えるのはすごく大切だと思うんですけれども、それとともに実際、今度はリ アルにそこで働くという自分について、どういう働き方ができるのかといったことのイメージ ができないと、やはり手を挙げないなという印象があります。学生さんのレポートを見ていて も、そのフィールドワークのレポートとか、結構、福利厚生のところが大きなウエートを占め て、こういったものが充実していたとか、こういったところがすごいとか、仕事そのものじゃ なくて、純粋に本当に福利厚生的な、例えば会社の中に自由に使うことができるようなトレー ニングジムみたいなところがあったり、すごい食堂が充実してるとか、そういうところのレベ ルでも非常に何か魅力を感じていて、最後の締めのところで、結構割合、最近の学生の書くこ とというのは、これから自分も就職活動するわけだけれども、会社を選ぶときにはそういった 福利厚生的なところも、またそこの実際の働き方、福利厚生っていうとこがちょっと偏った発 言をしてしまいましたが、実際お仕事をする自分が、どういう仕事の仕方で自分の生活・人生 とお仕事とバランスをとりながら、両方を満足させていくことができるのか、そこのリアルな 姿をイメージできるところを選んで手を挙げてるなっていう印象があります。ですので、こう いうどぼくらぶの講座のところでも、実際こういう土木業、建設業でお仕事をされるときに、 そこで働く人自身が、毎日どういう人生そしてお仕事人生を送れるのかっていうことの、リア リティのイメージが持てるようなことの情報提供もした方がいいんじゃないかなというふうに 思いました。これもかなり提案というか情報提供というような形、質問ではございませんが、 以上です。

- 〇坪川委員 弁護士の坪川です。時間が押していると思うので、手短に申し上げますが、先ほど 建設業者の方からの御意見で、ふじ丸デーを遵守なさらないかもしれない業界団体の外の業者 さんが、低い価格で落札してしまわれるみたいなお話が少し出たかと思います。これは質問と いうより意見として申し上げるんですけれども、一般的に公共工事の場合に、指名停止制度を 用いて契約違反等のコントロールを広く行うということになっていると思います。静岡県の場 合も指名停止要綱を定めておられると思いますけれども、その中で現状だと、そもそもこれが ふじ丸デーの遵守であるとか、働き方改革に関わるような現場の質の問題が、契約条件あるい は入札の条件として、どれぐらい定められているのかという問題は、ちょっと私存じ上げてい ないのですけれども、そこを契約なり入札の条件に取り込むということが可能なのであれば、 御検討いただきたいですし、取り込んだ上で、その指名停止基準というのはちょくちょく改訂 は、おそらく国、総務省、国交省を始め、しているものだと思うんですが、その中で、こういう 時代の変化に合わせて、ふじ丸デー的なものもそうですし、それ以外の安全確保的なもの、働 き方現場の改善ということについての契約違反については、指名停止基準としてはこういうも のとして、一般的な契約違反の条項でカバーするのではなくて、こっちの条項で見るんだよと いうふうに条項の新設等の手当てをしておけば、実際に指名停止までする例というのはそんな に多くはないのでしょうけれども、その手前の処置としての口頭注意喚起であるとか、あるい はそういうものがあるということを意識した方が応札してくるということで、広く環境が改善 されていくという効果がかなり強く見込めるんじゃないかと弁護士の立場から思いますので、 ぜひ参考にしていただければという意見でございます。
- **〇川口会長** 時間がありますので、議題に戻らしていただいて進めさせていただきます。
  - (2)番の②、今後の取組ということで、「外国人労働者の活用」と「今後の方向性」という、

2つありますけども、主に先に外国人労働者の活用ということに対して御意見をお伺いして、あと建設業者の石井さん、市川さん、三輪さん、森崎さんには、建設関係でありますので、今後の取組の他の委員の方の質問なりが終わった後で、4人の方には、現場で今後期待されるような、今後の方向性を伺いしたいと思うのですが。外国人のどうのこうのがあれば、おっしゃっていただいて構いませんけども、そういうふうにさせてください。時間がかなりずれちゃってて申し訳ありません。では、今、私が申し上げましたように②の今後の取組で、まず外国人労働者の活用について事務局の方からお願いいたします。

事務局は今日の資料で行うことは全部この段階で説明していただけますか。

○事務局 それではスライド 22ページを御覧ください。人口減少社会の到来ということを受けまして、建設業界でも労働力不足がかなりこの先も進んでくるだろう。一方で国内の人口が不足しているということの中では、限られたパイの取り合いということが容易に想像できるわけで、そのような中で、外国人労働者という部分について、取り上げさせていただいて、御意見をいただければというふうに考えているのが、この中身でございます。

スライド23ページを御覧ください。

こちら、令和5年10月末時点の静岡県内外国人労働者の受入れ状況ということで、労働局の昨年の公表資料によりますと、令和5年10月末時点の県内の外国人労働者数は74,859人、このうち建設業に従事する外国人労働者は4,241人、この数字を、その下の在留資格で見ていただきますと技能実習によるものが建設業の場合2,748人、率にして65%弱を占めて最も多くなっています。その隣、製造業のところを見ていただくと、同じく技能実習の部分というのが28.3%で、建設業に関しては派遣労働が禁止されているということも背景として持ちながら、事実上、技能実習に頼っているという状況が現実ございます。

そういった中で、この技能実習制度に目を向けますと、スライドの 24 ページを御覧いただきたいのですけども、従来は途上国への技術移転ということを目的として、技能実習制度というのは組み立てられていたのですけれども、6月の国会で、技能実習制度を育成就労制度に変えるという形の法改正がなされております。その中身としては、技能実習制度を発展的に解消して人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度を創設して、育成就労制度と、特定技能制度に連続性を持たせることで、外国人の方が日本で就労しながらキャリアアップできる分かりやすい制度を構築して、長期にわたって我が国の産業を支える人材を確保することを目指すというのが、法改正の趣旨でございます。

スライド 25 ページですけれども、今後、外国人労働者の活用という視点で見たときに、どのようなことをまずしなければいけないかということの中で、我々が考えている中身としては、まずは制度の詳細をしっかり把握して、改正の中身、細かい部分がどうなるのかというのをしっかり捉えなければいけないと、基本方針や主務省令等が令和 7 年度までに、分野別運用方針は令和 8 年度までに作成というふうに国は言っておりますので、当然、この辺はしっかり追いかけていかなければいけない。それから、併せまして、建設業協会など関係団体への意見聴取を含め、建設産業における外国人労働者のニーズをしっかり把握していかなければいけない。

その上で、その他としておりますけれども、監理支援団体というのができることは法律で決まっているのですけども、そういった監理支援団体とどういう形でマッチングすることによって、外国人労働者をしっかり県内に定着してもらえるような形が作れるのか、どのようなモデルがあり得るかというようなことの研究であったり、あるいは外国人労働者自体は、実はもう既に県内にも多数いらっしゃいます。定住している方、あるいは浜松の方とか特に多いというふうに言われますけれども、働いてらっしゃる方の御家族とか、日本で大きくなって、日本語

とか別に不自由ないみたいな方もいらっしゃるという状況がございますので、その辺、皆様から御意見いただきたいというふうに考えております。あと審議会の中には建設業者を代表する委員の皆様がいらっしゃいますので、まず外国人の今の受け入れ状況とか、外国人雇用に関して、現場で懸念されていることや期待されていること、あるいはその活用の課題みたいなことについて、現場としてのお話を聞かせいただいた上で、委員の皆様から御意見をいただければというふうに考えているところです。

- **〇川口会長** それでは今、事務局から説明がありました外国人労働者の活用ということで、それ に関連する御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
- 〇川瀬委員 弊社は製造業の会社ですので、実際に外国人の方に来ていただいています。弊社に は技能実習生はいません。国とすれば、ベトナム、中国、フィリピン、ネパールという国の方 が来ています。やはり日本語に関してはN2、N3というレベルの方が多いです。一番困るの は、言葉が専門語になると相手に伝わらないこと。日常の会話は良いのですけれど、やはり何 か作業するとか、それから専門的な検査になると、話す側もどう説明していいか分からないと いうこともありますし、安全というとこでは、全社で安全衛生委員会を行っていますけど、育 ってきた環境が違いますので、成り立ちが分からないのですね。例えば、グリーンベルトがあ ったなら、そこを歩かなきゃいけいけないのですと言っても、平気であちこち行っちゃいます。 危ないから物を持って階段を上がってはいけないと言っても、どんどん上がります。そういっ たことを会社に入ってからこういうルールだよっていうことを説明しても非常に理解していた だくまでに時間がかかります。私どもの場合は、日本人の人にも行っているのが、バディ方式 です。必ず新人の横にベテランの人がついて、一対一で仕事も生活面も教えているわけですけ ど、そのバディが一番困っているのは、言葉が非常に伝わらない。ベトナム人には英語が通じ ない。そこで通訳機を買ってきまして、それを使って会話をしているのですけど、対象が7人 だと7個買ってこなくてはならないということで、どんどん増えてしまう訳です。そういうこ ともしながら、やはり生活文化が違いますので、まず日本とその国の文化交流をしようという ことで、ちょっとしたパーティーを開いてお互いにそのときに会話を練習することをしていま す。私は以前ベトナムを訪問しているのですけど、ちょっと行っただけでは文化まで分かりま せん。そういった国は、そもそも習慣も違うのですから非常に苦労しております。日本人はど うだっていいますと、ここ最近は全く日本人が入社してきません。この先はまだ他の国の人が 入社してくるのかと半ば諦めています。今のところはバングラデッシュと、インドネシアとい った国の人が候補に挙がっています。こういった国からもこれから採用せざるを得ないかなと 思います。弊では現在IT化、DX化を進めていますが、今までは作業要領書を日本語で作成 していましたけれど、それをAIで自動にその国の言葉に変えて作成できるという話を聞きま して、実現に向けて取組をしております。そういったことでは、日本の私達も変わらなきゃい けないかなと感じております。
- ○川口会長 皆さんに聞く前に、建設業者の4人の方に先に、この審議に対して大変重要な発言者だと思いますのでお願いします。まず最初に石井委員。どういうことをお話ししていただきたいかと申しますと、もちろん外国人の受入れ状況とかそういうふうなこととか、あるいは今後の方向性として、もう少し枠を広げてしまって、このせっかく審議会ですので、建設業に対して、今後の方向性、こうあったらいいなというようなことの話も外国人じゃなくてもいいんですが、そのとりあえずその話を、時間があまりないんですが、御発言願いますでしょうか。
- **〇石井委員** 技術者になりたい方、技能者になりたい方の二とおりあると思うんですよね。 技能者の方は、朝霧にあるのですが教育訓練場みたいなところに入ってもらって、基礎から

勉強してもらいます。技術者の方は、少しずつ教えていきながら、最終的には資格を取らして、 2級とか1級とか取ってもらって、現場を見るような形にしたいと思ってるんですけど、1番 の問題が慣れてくると、向こうから出てくるときに借金をして日本に来るらしいんですよ。仕 事をやりながら給料をもらいながら、仕送りみたいなものをしなきゃなんない、自分の生活費 もみなきゃなんないってことで、最終的には給料のいいところへ移ってしまうのです。それが 同業的なものならいいんですけど、全然関係ない製造会社さんの方とかに移ってしまうんです。 だから、向こうから出てくるときとか、受け入れるときに、最低何年間はいなければまずいよ とか、そういうようなものを決めていただかないと、何人来ても、やっぱり給料が安いせいか ちょっと分からないんですけど、何しろ向こうから来た方は最終的には金の取れるのを望んで るものですから、非常に難しいですね。

今うちの方で技術者が3人、女の子が1人で男の子2人いるんですけども、この3人は非常にやる気があって、日本語も覚えたりして、2級建築士の免許を取るという希望に燃えてて、最終的に1級を取りたいというようなことを言っているのですけども、その資格を取る試験が日本語なんですよね。ベトナムから来る場合、ちゃんとした大学を卒業してくる子が多いものですから、英語なんかが喋れるんですよ。ですから、そういう試験の内容とかを英文から出してもらって、やる仕事は大体同じなんですから、2級とか1級の資格が取れるようになれば、給料も上がってくるし、その国から家族を呼ぶこともできると思うんですね。ですから、そこら辺のこともちょっと考えていただきたいなと。非常に難しいことです。これからもっとデジタル化、非常にいろいろ機械化が進んでるんで、これをもっと進めていけば、意外と外国人もちゃんと説明すればそういう機械を使って、やっていけるのではないかなと思っているのですけど、まずは最初に言ったように、それを出す方と受け入れる側の方が、もうちょっと内容の濃い契約、変な言い方ですけど、そういうのを行ってもらえば、そういう問題がなくなってくると思うんですよ。

- **〇川口会長** どうもありがとうございました。それでは市川委員、お願いいたします。
- ○市川委員 市川でございます。実は先ほど出ましたふじ丸デーができてから5年ぐらい経ちますでしょうか。一番最初から交通基盤部の部長と建設業協会の会長の顔写真入りでポスターができまして、いろんなところに貼ったんです。

それで私も業界で、東京に行って会議があるときに、静岡はこんな形で県が推進してやってるよと、非常にセンセーショナルでした。他府県からすると、発注者のところから土曜日休めなんて言うところって意外とないんですね。それでまた、そういったポスターまで使ってPRしている県って非常に少なかったんです。非常に胸を張りながら静岡がそういうので働き方改革やってるぞということで、自慢をしたことを覚えております。

この外国人労働者の事故なんですけれども、我々日本人の労働者で一番多いのは飛来・落下ですから、例えば脚立の上からちょっとこっち行って落っこちゃったとか、足場から無理して落っこちゃったとか、飛来・落下という高所から落ちる被害が一番多いんですけれども、外国人労働者で一番被害が多いのは巻き込まれとか、挟まれ、要は、我々日本人だと、例えばユンボとか、いろんな機械の側は怖いから行かないんですけど、小学生とか、子供の頃を思い出せば面白いんですよね。ですから、そういったちょっと危険だけど見てみたいなとか、安全範囲っていうことをあんまり意識しないんで、ぜひ外国人労働者に対して、安全・安心で働ける県というようなキャッチフレーズを作りながら、ここの審議会で、そのためにはどうしたらいいだろうと。要は、今、製造業の大日工業の川瀬委員の方からありましたけど、産業界ではもうこれから外国人の力なしでは、日本人どんどん少なくなってくるばかりですから、成り立たな

いので、ぜひこの審議会でそういったのを、産学官いろいろ知恵を絞ってやったという評価を 出していただければ、安全・安心で働ける静岡県、それについてのマニュアル作りはここで作 ったよと、ぜひそんな形でやっていただけると。それともう一つ、現状、我々建設産業なんで すけども、中央でもローカルでも格差社会になっちゃいまして、実はスーパーゼネコンさんの 下請けさんと我々ローカルでやってる下請けさんって、全然一緒にやることってないんですよ。 職人さんも本当に使うところは大体決まってきてまして、なおかつローカルですと、後継者不 足、それと先ほど言った人材不足、新しい方が入ってこない、何とか高齢者でやってきたけど、 あと3年もたない、もう5年もたないということで、多分あと3年、5年経つと劇的に変わっ てくる産業になってきてしまう可能性があるなと思っております。以上です。

- **〇川口会長** どうもありがとうございました。それでは三輪委員、お願いいたします。
- **〇三輪委員** 三輪です。まず私がかなり熱心にお願いした発注の平準化については、御配慮というか、御英断をいただきまして、大変ありがたく思ってます。発注の平準化、これは本当に感謝してます。

それから外国人労働者のことについて、私は詳しくお話しするわけにいかないんですけど、 うちの社員も何回もモンゴルに行っておりまして、モンゴルとの交流は川勝知事が熱心であり、 もちろん川勝知事を尊敬してやまない、県庁の職員の方も何度も何度もモンゴルには行ってお りますので、無形の財産があると思います。皆さんもお察しできると思いますけども、モンゴ ルの人は、ロシアも信じていません、中国も信じていませんね。日本のことを大変信頼してま す。そういうことで、もしアクセントをつけるならば、このままモンゴルについて、静岡県は 他の県を一歩二歩リードしてますので、アクセントをつけていただければ、必ずうまくいくと 思います。以上でございます。

- **〇川口会長** どうもありがとうございました。
- ○石井委員 現在、交通基盤部の方で、静岡県下の各地区協会を回っていただいて、その都度各地区協会ごとの問題を取り上げてもらって、そういう中でこういう人の不足とか、設計変更の問題とかそういうのを聞いていただいて、それに対応していただいております。これからも続けて各地区協会を回っていただいて、現場の実情とかそういうのを今まで以上によく理解していただくことが必要だと思いますので、ぜひ続けてやっていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。
- **〇川口会長** それでは、森崎委員お願いいたします。
- ○森崎委員 森崎です。私は建設コンサルタントという建設関連業です。建設業界といえば実態はそうなんですけれども、実は産業分類上、我々建設コンサルタントは、サービス業に分類されてまして、働き方改革の法的な規制は実はもう2019年、20年の施行になったときから、実は適用になっております。そういう意味で建設業さんよりは4,5年早く取り組まざるを得なかったという大変さはあったのですけれども、結果的には、今振り返ると、早く取り組んでよかったなと思ってます。この間、様々な取組を行いましたが、1つは専門の働き方に関するコンサルタント、いわゆる外力を思い切って入れてやりました。そればかりではないのですが、その結果、売り上げは増え、時間外労働はそれまでの半分近くに減り、利益率は逆に上がるとか、いくつもの非常に良い結果が出ました。やはり自ら魅力のある企業にならないことには人は来てくれないと思っておりますので、自助努力というのは、まず基本的には必要なことと考えています。先ほども話にありましたように仕事の魅力というばかりではなくて、「健康経営」などその職場としての魅力とか環境ですね、こういうものをかなり重視した活動の結果、成果が上げられたかと、そう思っております。

それから外国人労働者に関しては、うちでは1名採用してますが、まだとっかかりの部分です。たまたま最近、総務省データをもとに外国人労働者の話が載る冊子を見たのですけれども、昨年1年間で60万人ぐらいの外国人が日本に来ている。東京圏の人口が一極集中だと言われてるけれども実態を見ると、外国人が13万人増えて、日本人は6万5,000人ぐらい減ってると。つまり東京圏の人口増というのは外国人で増えてるんだという説明がありました。それと、東京・名古屋・大阪圏に、ほぼ65%ぐらい、外国人が集まっているということで、やはり条件の良いところに外国人は行っていると、そういうことも考えると、静岡県として、どうやったらそういう皆さんを引き寄せられるかということも考える視点としては、大事ではないかと改めて思った次第です。

それから、これからの件ですけれども、静岡どぼくらぶは、いい取組をたくさんしてきていると思います。中身は建設業の皆さんについての取組が中心でいいと思っていますが、本日の資料にある労働時間のデータだとか、賃金のデータとかが、どの範囲のデータかというのは詳しくは分からないですが、少なくとも我々、例えばサービス業に分類されるコンサル業界、建設関連業の労働環境とかデータについては、今までは触れてきていない。そういう意味で、もう少し今後についてですが、建設業界は非常に裾野が広いものですから、中長期的な議論をする上では、周辺の業務、業界についても、今後は少しずつ目配りを広げていっていただけるといいのかなと、そんな感想を持ちました。以上です。

- **〇川口会長** どうもありがとうございました。 それでは事務局で今日の審議会でこれだけは皆さんにお伝えしたいことはありますか。
- ○事務局 大丈夫です。
- **〇川口会長** それでは大変時間が押し迫って、皆さんにせかせたこともありますけど、これだけは審議会に来たので、言っておきたいということがありましたらどうぞ御発言を。
- ○中川委員 企業はプロがいろいろ事業計画を立てて書類を行政の方に出しますよね、その行政の人が適正な契約内容とかを調べるのにまた専門の方がいるのですか。企業よりもさらに上をいって調べていただかないと、それが本当に適正かどうか分からないと思うんですが、県にも同等かそれ以上の方がいて、審査をなさってくださっているのでしょうか。何かあると私なんかは、ニュースで見ると悪いことしか見えませんし、そういうことは入ってくるんですが、一生懸命お仕事なさってるのは見えないんですよね。本当に何か事件が起きると、そこはクローズアップされてニュースや何かに出て、賃金の問題にしても、東北で事故があったときも、国の方は3万円以上の賃金を出しているのが、下に行ったら1万円そこそこでやりますと、どこでそんなに取ってるんだろうなと、ニュースを見ると、そんなことも疑問になったりしておりました。そういうところもきちんと監督なさってる方がちゃんといらっしゃるのか、ちょっと疑問に思いました。

高校生の就職がなかなか大変だと、大学だと土木をやってきた子は、建設会社に入社するように試験を受けているのですけど、高校生だと入ってからどういうふうな教育をして、一人前になるのは大変だと思うんですよ高校生から、NHKの解体キングダムというのを見てますと、すごい工事をしててすごいなと、ああいうことができるまでには、相当な時間が高校生から入っていると思うのですけど、こういう教育をして君達こういうふうなものを作れるようになるんだよ、みたいなことを会社ではやってらっしゃるのですか。

**〇石井委員** 段階的に1年目はこういう教育、2年目はこういう教育というのがあるんですよ。 それを順々に受けさせていって、それである程度できると、2級試験を受けるとか、1級試験 を受けるというシステムを、今はどこの会社さんもやっていると思います。

- ○中川委員 外国人の労働者が、お給料が少ないからとか、仕事がきつくて、不明者になってしまうのが多いというようなこともニュースで見ますと、入れるときの審査をしっかりしてくれないと、何か心配だなと思います。私はニュースで見ることしか分かりませんので、そんなことをちょっと疑問に思いながら見てますので、本当に書類をいろいろ見せていただいて、こんなに一生懸命なさってる部分は見えない、やっと書類で見えて、すごいなと思ってるんですけど、何か不安になる部分もちょっと払拭できるようにしてほしいなと思います。
- ○事務局 今の御質問の中で、私ども建設業課の方には先ほど言いました構造改善実態調査とか、そういったものを専門の職員が対応しておりまして、その中で実際元請さんと下請けさんとの関係とかのチェックをさせていただいてます。何らかの資格のある職員ということではないんですけども、今2人いて、2人とも10年目くらいということで、かなり慣れた職員が実際やっているというのが実情です。

それからお話の中で言われました、労務費3万円のはずが、1万円になるという話に関しては、実は今回の6月の法改正の中で、労務費の下請への行き渡りという形で、改正法の中でしっかり明記されており、元請から下請け、孫請けに仕事が流れていくときに、労務費をきっちり確保しなさいということが、法律の中に明記されて、その辺がどういう運用になるかということは、これからガイドラインとか、政省令が出ますので、ただ、法律の中で、そういったことが守られなければいけないということは、はっきり言うようになっているというのを、まずは今の段階でお答えさせていただきます。

- **〇川口会長** 審議会の時間がありますので、まだ御発言ある方もいらっしゃるかもしれませんが、 申し訳ないですけども、この議事に載っている次第は、これで終了させていただきたいと思い ます。それでは、事務局にお返しします。
- **〇司会** 委員の皆様には、御熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

さて、委員の皆様の任期でございますけれども、昨年4月から来年3月までの2年間となっております。皆様には、来年4月以降も引き続き、再任いただきますようお願いしたいと考えておりますが、県の規程上、再任いただけるのは、5期10年までとなってございます。

つきましては、来年3月末をもって御退任される予定の委員の皆様から、一言ずつお言葉を いただければと考えております。

来年3月末をもって退任される予定の委員の皆様は、川口会長様、川瀬委員様、森崎委員様、 道丹委員様と、本日は所用により御欠席されております重川副会長様の5名でございます。そ れでは川口会長様からお願いいたします。

○川口会長 今、事務局からありましたように、もう10年、その振り返ってみて10年と言いましても、コロナがあったりとか、実はあの私いろんな審議会とか委員会やってますけども、この審議会は、他と比べて、今日の資料など提出していただいた物を見ても大変でしょうが、内容もきっと役所の方は作っておいて自分で大きな宿題を作ってしまって、背負ってしまって気の毒だなあというか、大変な役だろうなというふうに思います。審議会はいろいろ内容ありますけれどもどうしてかというと、長く時間をかけないと評価できないとか、成果が上がらないっていう項目は、この建設業審議会の項目すごい多いんですよね。そういう意味では2,3年しかないと、それで成果が上がるというのはなかなかないので、今日、事業評価とかいろいろ評価項目がありましたけども、あれがすごく良い成績を上げるというのは、自分でどうにもならないような項目が多いだけに、大変ではないかなと思って、そういう意味では今日審議会にいらしていただいて、また続いて委員をやっていただく方にお願いしたいのは、そういう意味では、かなり長期的な視点によって、アドバイスをしていただけたらというふうに思っており

ます。私、この中で大学にいて、大学なんかでも、なぜ建設業に行く人を多く育てられないの かという、実は、これが非常に難しい問題でして、要は魅力的であれば土木であろうと他の学 科であろうと受験者は増えますよね。裏返すと、魅力があるかないかということで、一番分か りやすいのは大谷選手ですよねMLBの。やはり野球に対してあれだけ関心を持つのは、彼の 場合はスーパースターという特異な点がありますが、残念ながら建設業でもってあのようなス ーパースターはなかなかいないというか、あり得ないというか、契約金を7万ドルもらえるよ うな職種ではありませんし、そういう意味では、特に土木っていうのは、あまり個人じゃなく て今日言ったように大勢の集団でもって成果を出す職種なんですよ。そういう意味では個人の スーパースターっていうのはある意味では必要ないのかもしれません。建築のデザインだけち ょっと違うところがありますが、そういう中で、ふと思ったのは、この建設業が魅力であるっ ていうのは、皆さん御存じNHKの番組で地上の星というのがあって、これは建設業じゃなく て医者であるとかいろんな業種が出てきますが、つまり、個人がその業種に対していかに魅力 的かというのを、あの番組は素晴らしいなって感動するんですよね。それは人がどういう関わ りによって、かつ、その人はいろんな苦労とか努力によって成し遂げたかという、最もあれは 成功物語で失敗物語はありませんから、結果は美しいんですが、でもそれを振り返ってみます と、今日のいろんな、高校生であるとか子供さんへの事業、プログラムも、要は、この仕事を やりたいなあという魅力をどうやってやるかということだと思うんですね。思うのは、静岡県 ではなくて本当は日本政府がやるべきだと思うのですが、土木関連のスターというか、組織が、 例えば世界有数の橋を作れる、世界有数のトンネルを作れるとか、あるいはタワーを作れると か、今や国際化ですので、そういう技術者になれば自分はあんな立派な橋でもって世界から憧 れるようなものを作れるんだなというような、そういう番組を、静岡県は静岡県なりに、例え ば、今日新聞を読んでて、麻機の治水事業を上川さんが国連かなんかでPRしたときに、それ 以後、麻機にも来たっていう記事を読んで、僕も外国にある程度いたから思うのですけれども、 今やそんな素晴らしいことをやっているという情報発信というのがすごく重要であって、建設 業が素晴らしくあるため、静岡県も魅力ある事業によって、でもただ事業ではなくて、やはり 主人公ですよね、活躍している人と合わせて映像等を作ってテレビなりマスコミに報道してい ただきたいなと。あるいは、国の腰が重いかも分からないから、静岡県版の地上の星というか、 静岡の星というのを建設関係のものを、そういうシナリオを作っていただいて、一般の県民と かにアピールしていただければ、一番いいのかな、つまり高校生も中学生も憧れる職種である ための手段というふうに思った次第です。

どうもありがとうございました 10 年間。

- **〇司会** 川口会長様、ありがとうございました。続きまして川瀬委員様、お願いいたします。
- **〇川瀬委員** 私も川口会長さんと同じく 10 年ということでした。本日が最後ということを伺っていましたので、いつもよりも多めに頑張って発言してしまい申し訳ありませんでした。

10 年、顧みますと、私は製造業の立場ですので、直接建設関係ということではあまり専門的な知識がなければ、あくまでも製造業から見た建築、土木の業界について感じたことを言わせていただきました。ただ、やはりこの 10 年の中で一番感じたのは、元々私どもの会社が一つであった会社を拡大するために工場を二つに分けまして、二つの工場を行き来する非常に効率の悪い生産活動をしておりました。何とかこれを一つに戻したいと、この望みが、私が社長になったときの目標だったのです。25 年経ってようやく来年の7月に新工場が建ちます。これも建築の会社さんに現在造っていただいております。自分たちの理想とする工場をよく話し合ってこうすることが一番生産も良く働く人たちが安心に仕事ができること。ましてやBCP対策と

して、今の工場は海抜 1.7mの高さにあるのですけれど、今度の新工場は海抜 44mの高さのところに出来ますので津波や液状化の心配はない。これもやはり建築、土木の会社さんがあってからこそ実現することだなあと本当に感謝しております。私はこの審議会に入ったおかげで、そのことを学ぶことができました。

実は昨日、私どもの会社の株主総会が開催されまして、私、社長を降りて会長になります。今回新しい社長を決めました。その社長は私と血縁関係ではありません。会社の生え抜きの者を社長に選びました。その次になる社長も、全く血族とは関係ない社員の中から選んで社長にしていきます。なぜそういうことができるかと申しますと、やはり一番下から、一兵卒からやってきて鍛えられてきた人が、仕事の全てが分かるし、苦労を従業員と共にしてきましたので、会社の誰とでも話ができるし、仕事もできます。うちの会社全体で、新しい未来を作るという目標に取り組もうとしております。弊社は全く建設業とは関係ない会社と思っていたのですが、実はそうではありません。建設業がなければ私たちの会社が成り立たないのです。うちの会社が造っているものは、エアコンを制御するプリント基板です。エアコンは、建物が建たなければ取り付けられません。特に弊社製品は業務用のエアコンがメインですので、やはり建設業の活性化が私としては一番の望みになります。何とかこの静岡県内に新しい箱モノでも何でも結構ですが、新しい建物が建って、皆さんが潤い、こういった未来を作っていただければ、とこのように感じております。

私は、本日で終わりになりますが、この後も委員の皆さんが未来の静岡を作るわけです。ぜ ひ御尽力をお願いいたします。今までどうもありがとうございました。お世話になりました。

- **〇司会** 川瀬委員様、ありがとうございました。続きまして森崎委員様、お願いいたします。
- ○森崎委員 審議会の委員として、役目を果たしたかどうか、誠に自分自身心許ない気持ちでおります。今年度、私ども協会長が、入れ替わりましたものですから、私も今年度までということにさせていただきました。先ほど川口会長の「土木は個人よりも集団で作るもの」とのお話もありましたけれども、土木の世界では戦前から、「沈黙の美学」というのを、尊ぶ気風がありまして、私は、その精神性は非常に良いものだと思っているのですけども、やはり外に向かって伝えるべきはしっかり伝えていくと、そういう時代になっているのかなと改めて思っております。

それと、先ほどもお話ありましたように、建設の裾野というのは非常に広くその社会的影響力も強いものがあります。やはりそれだけのものを扱うこの審議会では、ぜひ中長期的な立場に立ちながら、タイムリーな課題、話題について、これからも引き続き前向きに審議し、提案を出していただければと思っております。決して長い任期ではありませんでしたけれども、いろいろとお世話になりました。どうもありがとうございました。

- **〇司会** 森崎委員様、どうもありがとうございました。最後に道丹委員様、お願いいたします。
- ○道丹委員 私、昨年の4月に就任いたしましたのですけども、その時はこちらの紹介にございましたように、個人の事務所を開業して営業していたのですけども、この度、監査法人の役員に就任しまして常勤となりましたので、静岡県の事務局様の方に、大変御無理をお願いしまして、本当に1期で恐縮なんですけれども退任させていただくことになりました。

私自身の貢献は御覧になったようにほとんどないんですけども、皆様の御発言を聞いて大変 勉強になりまして本当にありがとうございます。せっかく御縁があったので建設業についても、 これから関心を持って見ていきたいと思いますし、今後また学識経験者の中に、会計、税務業 界のメンバーがもしかしたら入るかもしれませんので、私どもの業界の事務局にも、その点よ ろしくお願いしますと御協力を頼んでおきます。それからこれちょっと蛇足なんですけども、 私、今11か月の孫がおりまして、孫がもうちょっと大きくなってですね、あの先ほどのどぼくらぶの見学会に参加させていただいて、ぜひ興味を持ってもらおうかなというふうに思っております。どうもありがとうございました。

**○司会** ありがとうございました。今期末をもって退任される予定の委員の皆様に今一度大きな 拍手をお願いいたします。

閉会にあたりまして、交通基盤部部長代理の林より御挨拶を申し上げます。

○林部長代理 会議に遅れてまいりまして誠に申し訳ございませんでした。

各委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心に御議論いただき、誠にありがとうご ざいます。

本日いただきました御意見、御提言につきましては、今後の県の施策に反映させていただき たいというふうに考えているところでございます。

また改めまして、川口会長をはじめとしまして、今期末をもって退任される予定の委員様におかれましては、本当に長年にわたって大変お世話になりました。この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。

ここにいらっしゃる委員の皆様には、今後とも各界の代表として、建設産業の活性化に一層 のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶に代えさせていただきます。 本当にありがとうございました。

**〇司会** 本日の審議会の議事録は公開となります。議事録ができましたら、公開前に皆様にお送りして、御確認いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、机の上に置かせていただいております資料は、お持ちいただいて結構でございます。 以上をもちまして、令和6年度静岡県建設業審議会を閉会いたします。本日はありがとうご ざいました。